

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）に係る面談
2. 日時：令和5年11月1日（水）10時30分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

佐藤室長補佐、横山係長、植木技術参与

原子力規制部 専門検査部門

山元首席原子力専門検査官、丸山主任原子力専門検査官、佐藤原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当12名（Web会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
  - 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）使用前検査における確認事項
  - 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）

- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

（使用前検査関係）

- 材料確認の判定基準について、線量評価における遮蔽物としては密度が記載されているが、全体的な整合の観点から比重としている理由を改めて説明すること。
- 寸法確認の判定基準について、1Fの他施設では「寸法が許容範囲内であること」としている例が複数ある中、全体的な整合の観点から現行の判定基準としている理由を改めて説明すること。

（まとめ資料関係）

- 漏えい検知器の設置場所がこれまでとは異なる点について、その理由をまとめ資料に追記すること。

（その他）

- 施設増設（橋形クレーン可動域の拡張等）に伴う周辺施設への影響の有無等について資料に示して説明すること。
- これまでの面談等を踏まえて、まとめ資料の記載内容について全体的な整合等を確認して精査するとともに、実施計画に追記する項目を整理し、補正申請に向けた準備作業を適宜進めること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）使用前検査に係わる説明資料
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）

以上